

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

佐賀国民年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

20歳の時は、学生でA市に住んでいたが、国民年金保険料を滞納していたため納付するよう督促を受けていた。

このため、母が、それまでの国民年金保険料滞納分を納付書により、一括で納付してくれた。

「ねんきん定期便」で記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料も一括で納付したはずなのに平成8年度分の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成10年3月25日に9年4月から10年3月までの国民年金保険料を一括納付したことが確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母が、納付したと供述する国民年金保険料額約30万円は、申立期間の保険料と平成9年4月から10年3月までの保険料の合計額とおおむね一致しており、申立人の母が所持している預金通帳の明細欄には、納付前日の10年3月24日に37万円が引き出されていることが記録されている。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料納付記録について、年金事務所に照会したところ、国民年金保険料納付の事実がないとの回答であった。

昭和50年9月、結婚と同時に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って保険料を一括納付したはずなので、申立期間が国民年金の保険料未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月、国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を一括納付したと申し立てているが、特殊台帳及びA町(現在は、B市)の被保険者名簿によると、50年9月16日に47年12月から48年3月までの国民年金保険料が、第2回特例納付保険料として納付されたこと及び48年7月から50年3月までの国民年金保険料が過年度保険料として納付されたことが確認できる。

また、特殊台帳の昭和47年度摘要欄には「2,700円過納」と記載されており、申立期間の保険料を仮に第2回特例納付として納付した場合の金額2,700円と一致する上、申立期間以外に未納期間は無いことから、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が誤って発行され、申立期間の国民年金保険料が第2回特例納付保険料として50年9月16日に納付されたものと考えられる。

さらに、申立人は、還付金を受け取っていないと供述している上、C年金事務所には、申立期間当時の保険料還付に関する関係書類が保管されていないため、申立人に申立期間に係る保険料が還付された事実は認められない。

申立期間について、第2回特例納付の納付可能期間外であること、及び上記

の納付日時点では、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月28日

国（厚生労働省）の記録によると、A社から平成19年9月に支給された決算賞与について厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該記録は年金給付に反映されないものとなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る決算賞与の支給明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして当該賞与に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から57年3月まで
20歳になった時、A町（現在は、B市）役場から国民年金加入勧奨通知が送付されたので、昭和55年7月頃父が加入手続を行った。
国民年金保険料は、婦人会で集金していたので、父が婦人会を通じて納付していた。
申立期間の国民年金保険料についても、父が婦人会の納付組織を通じて納付していたことを覚えているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の同記号番号の直前の任意加入者の資格取得年月日から昭和57年8月頃払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたとされる申立人の父は既に死亡しており、国民年金加入状況及び申立期間の保険料納付状況が不明である上、申立期間の国民年金保険料は国民年金手帳記号番号払出時点において過年度保険料となるため、納付組織を通じて納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。